

平成29年度 第1回 開成町下水道運営審議会 議事録

開催日 平成29年 7月28日(金) 14:00～
場 所 開成町役場 2階 203・204会議室
議 題 (1) 平成28年度下水道特別会計決算状況について
(2) 下水道使用料減免制度の見直しについて
(3) その他
・今後のスケジュールについて

出席者

委 員 鶴岡会長、小室副会長、石村委員、関田委員、田代委員、加藤委員、西田委員
小田切委員

事務局 芳山部長、熊澤課長、川口

開会のあいさつ(課長)

事務局) 会長よりごあいさつをお願いします。

会 長) ※あいさつ

事務局) ありがとうございます。それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。

会 長) 次第に沿い議題(1)平成28年度下水道事業特別会計決算状況について資料1～5の説明をお願いいたします。

事務局) ※資料の確認及び訂正箇所の説明

事務局) それでは、平成28年度下水道事業特別会計決算状況について、資料をもとに説明させていただきます。

資料1～5 平成28年度下水道事業特別会計決算状況について説明。

会 長) 資料1～5の平成28年度下水道事業特別会計決算状況について説明が終わりました。何か質問等ございますか。

委 員) 資料1の滞納繰越分と資料2の過年度分と表記されていますが、科目は一緒ですか。

事務局) 科目は同じになります。滞納繰越分が正式な名称となりますので、次回から修正し統一させていただきます。

委 員) 滞納繰越分は何か年分あるのですか。

事務局) 受益者負担金の滞納繰越分は十数年前からの積み重ねとなっています。現在、不能欠損は行っていませんが、今後、収納できないと判断した際には、不能欠損を行うこともあります。下水道使用料の滞納繰越分は時効成立条件の5年が経過した時点で不能欠損の処理を行うこととしています。

委 員) 施設管理費のマンホール形式ポンプ場とありますが、これはどのようなものでし

ようか？

事務局) 設置場所は宮台の平中橋のところに富士ゼロックス竹松事業所と富士フィルム研究所を取り込むために設置されています。この場所は深い用水路があり自然流下で取り込むことができないことから、ポンプアップを行い取り込んでいます。その施設の維持管理費にあたるものです。

委員) 歳出の消費税及び地方消費税についてですが、一般的には何かを購入して支払うものとして認識していますが、消費税だけを支払うこととなっていますが。詳細について教えてください。

事務局) 町で発注をした工事費等の中に含まれている消費税と使用料収入で納めてもらった消費税の差額を支払う仕組みとなっています。ただ、控除額や加算の対象となる収支もあるため単純に差引だけでは計算できません。また、前年度の決算に応じて消費税の申告及び納付を行うこととなります。

委員) 資料1に使用料は独立採算制を基本とする下水道事業において、一般会計が負担する経費を除き使用料で賄うことが原則と記載されています。公共枡を田畑に設置されても収入にならないことは承知していますが、宅地に設置されたにもかかわらず数年たっても接続されないものもあります。このような状況を改善するために職員が訪問を行い未接続世帯に対し声掛けを行った内容について状況を教えていただきたい。2点目が歳出の流域下水道負担金についてです。昨年から比べ減額していますが、現在、下水道公社が処理場等の運営をしていて過去に指定管理者で運営すれば経費の節減になるとの議論された経緯があると思います。下水道公社運営状況等の現状はどうなっているのか教えていただきたい。

事務局) まず1点目のご質問にお答えいたします。平成28年度から未接続世帯への訪問を行い、接続についてお願いをしているところです。未接続者については、平成27年度末には210件、平成28年度末では195件に減少しています。また、臨戸件数は100件程度実施いたしました。本年度についても直接訪問を行い接続のお願いをしていく予定です。訪問をして直接お話をさせていただき未接続である理由を聞いたところ、理由として多かったのは、「工事費に多額の費用がかかる」、「高齢者世帯のため」、「家屋が古いため、建替えを行う時まで工事ができない」などがありました。このようなお宅については、指定工事店から見積書を出していただき、接続に向けた資金計画を立てていただくようお願いをしているところです。

2点目の下水道公社の運営状況等についてですが、複数年の委託により下水道公社が請負い運営しています。県については、下水道公社の維持管理費等に係る入札差金や下水道公社の経営改善計画により経費の削減を図っていると聞いています。指定管理を行っているところはありません。指定管理者ではないのですが、県内4か所ある処理場の中で扇町管理センターについては、包括委託により管理

を行っていると聞いています。下水道公社が包括委託として発注しています。業務内容ですが、管理のほかに電気料金の支払い、小規模な修繕工事なども含まれているようです。

委員) 小田原と南足柄市の合併の話がありますが、流域下水道等への影響はありますか。

事務局) 特に今のところ影響がないと考えますが、小田原市で寿町の処理場を閉鎖し流域下水道へ流入を開始したことが最近の動きの中にあります。

事務局) 下水道公社は5か年の削減計画を基に経費の削減を行っていただく努力はしてもらっています。別に大きな問題で流域下水道に接続している各町で通常の汚水以外の不明水が入り込んでいる状況にあるため、それを今後どのように減らしていくのが課題となっています。

委員) 今後、開成町でマンホールポンプを設置しないと処理できないようなエリアはあるのですか。

事務局) 検討をしているところですが、河原町の町道119号線沿いのエリアで道路よりも宅地側のほうが低い箇所があります。この箇所は自然流下にすると深い場所を推進工事で施工しなければなりません。そのため工事費が大きくなってしまふことで初期投資での負担が大きくなります。また、マンホールポンプを設置し処理する場合においては、初期投資で費用は抑えられますが、今度は維持管理費に費用かかってしまいます。今後、費用等を見ながら検討していく課題となっています。

委員) ディスポーザーを使用していて、定期的なメンテナンスに費用が掛かります。下水道への流入についてはできないとのことですが、今後のディスポーザー使用の見直しについて教えてください。

事務局) 現在、流域下水道では汚水処理への影響が出るということで、ディスポーザーからの直接の流入は認めていません。設置された方が、各自の責任においてごみを除き流入していただくようになっています。近隣の秦野市では一部地域において使用した汚水の直接流入を認めているとのことですが、酒匂川流域への直接流入については、最終的に県、下水道公社の判断となるため見直しはついていません。

会長) 議題(2) 下水道使用料減免制度の見直しについて資料6の説明をお願いいたします。

事務局) それでは、下水道使用料減免制度の見直しについて、資料をもとに説明させていただきます。

資料6 下水道使用料減免制度の見直しについて説明。

会長) 資料6の下水道使用料減免制度の見直しについて説明が終わりました。何か質問等ございますか。

委員) 水道料金についても減免制度はあるのでしょうか。

事務局) 水道料金の減免制度はありません。

- 委員) 本来下水道特別会計は独立採算という考えで運営しているのであれば、特別会計から出す形はおかしいのではないかと。福祉関連部署からの補てんがあっても良いと思います。制度を導入した経緯また減免額の決定についてもわからない。
- 事務局) 導入した経緯や減免額についても下水道の供用開始をした当時の議会議事録等資料を見てもわかりませんでした。当時、近隣市町で同じような制度を持っている市町もありましたので、当時の政策判断で導入したのではないかと推測できます。
- 委員) 水道と下水道で減免制度が統一されていないことも疑問に思います。
- 事務局) 当時、水道と下水道は別の課で事務を取り扱っていました。これも推測ですが上下水道料金間で事務的なすり合わせができていなかった可能性があります。
- 委員) ほかの町はほとんど生活扶助費を受給されている方への減免はないわけですから、全額徴収し、水道料金の取り扱いと合わせることでいいと考えます。
- 事務局) 事務局としても先ほどご説明したとおり生活扶助費の中に光熱水費が含まれていることを確認していますので、生活扶助費受給者への減免を廃止したいと考えています。また、先ほど説明をさせていただきましたが上位法令で規定されているものに対する規則改正になりますので、諮問及び答申については必要がないと考えています。なにか廃止することへのご意見があれば発言していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員) 制度ある市町と制度がない市町があるが今までなぜ疑問に思わなかったのですか。
- 事務局) 正直にお答えしますと他市町村の減免制度の内容を把握していませんでした。今回小田原市が制度を廃止することを聞いてから、調査を行い他市町村の状況を把握したというのが今回の顛末となっています。
- 委員) 福祉関係課はこの件で何か意見を言っていましたか。
- 事務局) 福祉関係課とはまだ調整はしていません。ただ今後調整していく必要があると考えています。
- 委員) なぜ下水道使用料だけを減免したかは30年ほど前になるので、その頃の制度上の考えが今とは違っていたかもしれませんね。
- 事務局) 規則を作った時にこの制度は入っていたと考えます。推測するには当時下水道使用料が生活扶助費の中に算定されていなかったかもしれません。ただ時代の変遷とともに下水道使用料も含まれると変わってきた可能性はあります。もし考えが変わった時に見落としてしまっているとそのままになってしまっている状況です。今回は規則改正になります。条例改正になりますと正式に諮問をさせていただきご審議いただくという流れになりますが、規則ということもございましてご意見をいただいた中で手続きを進めていきたいと考えています。
- 委員) 小田原市は12月に廃止することは決定ですか。小田原市も規則ですか。
- 事務局) 12月に廃止予定です。小田原市も規則で行っています。ただ小田原市は減免対象者の数が多いことから、審議会に意見を求めたところ諮問及び答申を行ったほ

うがよいとの意見があったため、審議を行ったと聞いています。ただ、規則なので事務局の中でも諮問するかどうか意見が分かれたとのこと。

委員) 廃止するとしたら年度内に規則改正すればよいのか。

事務局) 12月の議会全員協議会の中で説明を行い対象者へ説明していきたいと考えています。開成町の場合、12件と少ないことから直接通知によりお知らせをいたします。

委員) 下水道使用料を今まで減免してきたのですが、時代の流れとともにその役目は終わったのではないかと思います。また、近隣でも制度がないところまた廃止に向けた動きもあるので、開成町も廃止してよいと考えます。

事務局) 今お話もありましたが事務局としては、このまま廃止で進めていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

会長) よろしいですか。

事務局) 今後のスケジュールですが、11月に2回目の下水道運営審議会を予定しています。そのなかで、下水道アクションプラン作成業務委託を発注していますので、次回で中間報告させていただきたいと考えています。また、公営企業会計移行業務委託についても2年目になりますが、作業を進めています。こちらについても報告できる段階となりましたらお知らせしたいと考えています。

会長) 特に他はよろしいですか。

事務局) では、平成29年度第1回下水道運営審議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。